

4. 1 2 東日興運裁判の報告です。

(裁判 当該)

4月12日の裁判の前に、私と弁護士・堀先生とで、担当医の岩本先生に面談をお願いし、会社が私を解雇する理由にしている、上方45°の複視に対する医学的な側面から、その複視が解雇理由にはならない事を立証する書面を書いて頂きました。(準備書面9)

前回の裁判で、準備書面9を提出したこちら側に対して、裁判官が、「被告代理人は、この準備書面9に対して反論、及び被告側からの医学的根拠となる資料を提出しますか？」の問いに、被告側弁護士は「反論は特にありませんし、医学的資料の提出もありません」と言いました。

この一連のやり取りは非常に重要で、被告弁護人が、私の解雇理由にあげている、上方45°の複視に対する医学的根拠、及び資料を提出しない＝出来ないと言う事になります。この時点で、私への後遺症での解雇理由がなくなりました。

あと、残された解雇理由としては、団体交渉の席で、刑事裁判記録の提出と、団体交渉時点での、担当医の診断書の提出を反故にしたからと言う解雇理由に相当しない文言のみです。

ここからは余談になりますが、私の息子が高校を卒業し、専門学校へ進学する事になりました。この裁判のきっかけになる事件が発生した時は、息子はまだ中学生でした。その子が高校を卒業し新たな道を歩もうとしている最中、入学金や授業料などの金銭的シワ寄せがやって来ました。奨学金制度の申し込みをしている最中、私の収入証明書の提出を求められる場面がありました。

私は現在解雇されていませんし、社会保険料を支払われ、厚生年金料も算出されています。要するに、会社は私を在籍している社員と認め、その様に扱っていると。

年金お便り便も自宅へ届き、平成24年から今日まで、月額38万で給与所得があり、その給与所得に対する厚生年金の利率も記載されていました。会社と私の間では、現金のやり取りが無いにしても、申告上、会社は私に給与を払いその給与に対しての会社負担分と本人負担分の社会保険料。並びに、厚生年金代も決まっています。

こうなれば、現金の授受が無くても、会社は私が居住している区に所得の申告をしないとイケません。

私が、息子の奨学金申請で使う所得証明書＝課税証明書を発行したところ、収入がゼロ円で記載されていました。

これでは会社は法人税の観点でも、虚偽の申請をしている事になるので、私が居住している旭区役所にその旨話をしたところ、会社から申告が無いと収入はゼロ円になりますと。

厳密に言うと市民税にも関わる事なので、会社は、その従業員の所得に関して居住している区市町村に報告の義務があると。だが、その報告が無くても行政としては、報告させる強制力が無いと。この事は、当該の不利益になる事なので、弁護士にお願いして、会社へ働き掛けて報告させる様にして下さいとの事でした。ですので、私は堀先生にその旨報告し、被告代理人（弁護士）へ伝えて頂きました。

この事が前回の裁判へ尾を引き、被告代理人（弁護士）も会社も困り果てている模様です。

提訴をし、裁判が始めた時から今まで、会社からは金銭の授受はありませんが、不当解雇で解雇は認めないと判決が出れば、提訴した時から今日までの給与を私に全額支払えと言われます。（裏面に続く）

5月のスケジュール

5月10日（木）	例会	午後	6：30	西蒲田
5月17日（木）	東日運輸裁判	11：30		
	横浜地裁川崎支部	3階		
5月24日（木）	運営委	午後	6：30	西蒲田
5月27日（日）	機関紙	午後	1：00	西蒲田
5月28日（月）	機関紙	午後	1：00	東糀谷

6月のスケジュール

6月 1日（金）	学習会	午後	6：30	西蒲田
6月 7日（木）	例会	午後	1：00	西蒲田

5月の駅ビラは10日の会議で決めます。

働く仲間の相談センター

京浜ユニオニス

2018年
5月1日
NO.270

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
86555967 京浜ユニオン

働く仲間の相談センター

Ex-メール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

Ex-メール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

ですが、会社が裁判に負ける＝その貯まっていた給与全てに追徴課税されます。この私の裁判がきっかけで、会社への是正勧告などもあり、以後調査が入る事も懸念されます。そうすると、会社はとてつもない損害を被る事になります。そこが被告代理人（弁護士）と会社が困っている事です。

先に説明した私の収入証明書に対する事で、堀先生と被告代理人（弁護士）はコンタクトを取っております。その中で、会社が裁判に負けた時の損害は凄いと認識している模様だと。被告代理人（弁護士）も和解で終結したいと言う意図が見えると言っていました。

裁判官は前回の裁判で、「裁判も終盤になりましたね・・・。」と言いました。この一言が意図している事は、判決を出すか和解するかの瀬戸際に迫られている事を表します。

次回裁判日程 **第12回5月17日（木）**
午前11：30 **横浜地裁 川崎支部 3階**

福利と体験学習の年間行事

6月16日（日）横田基地見学&集会

当日は地元の反対運動をしている人から、レクチャーをうけることと、当日予定されている集会に参加します。交流会あり。

7月・8月 バーベキュー&釣り

城南島大橋下の公園でバーベキュー会。余暇にハゼ釣りも。

9月・10月 高麗博物館見学

被害者としての戦争体験だけでなく、アジア民衆への加害者としての戦争体験を身体と心で感じる体験学習の企画。見学のあと朝鮮料理で交流会も。

11月・12月 南部全労協の福利行事

昨年は雨天の為、横須賀の猿島めぐりが中止になりました。今年は是非復活を！

4月の会議で今季の年間計画が決まりました。具体的な案内はそのつど皆さんに連絡いたします。 福利担当一松下・相原

南部権利春闘集会報告

4月10日、大田区立消費者生活センターにおいて、「これで働く者の命と健康が守られるのか?～『働き方改革』一括法案の狙い～安倍政権のウソとペテンを許さない」と題し、南部権利春闘集会が開催されました。

集会は、議長挨拶の後、フジビ闘争勝利報告。各争議団からはJAL争議団、ユニテッド航空労組争議団からの経過報告と支援要請等がありました。ついで東京全労協の事務局長寺島さんから春闘情勢と、郵政20条裁判(同一労働同一賃金)に関連した、当局の卑劣な逆攻撃(正社員の手当を無くす賃下げ)の回答。そして、安倍政権の「働き方改革」は私たちの要求である「8時間働けば生活出来る賃金を」に逆行し、「時間外労働の上限規制は過労死ラインであり、これでは命も守れない。一人ひとりが個人事業主のように働かせるような事は許せない!」とし、「みんなの力を結集し悪法を許さない闘いを力強く進めよう!」と話されました。

また、闘う現場からの報告は、デイベンロイ労組から残業代未払いの裁判報告と今後の方針、職場復帰を勝ち取った仲間の報告がありました。郵政ユニオンからは、春闘回答で賃上げゼロ、均等待遇の回答なし、「郵政労契法20条裁判」の判決を逆手に取った住宅手当の廃止や扶養手当の見直しなどの回答に対し全国統一ストライキで闘った報告がありました。

福島連帯キャラバンの報告が、全国一般東京南部のKさんからありました。新潟柏崎刈羽原発の見学の様子、反原発団体との話し合い、福島県庁での「平和大使」OBとの話し合い、川俣町、楡葉町の見学、大集会での発言の中から学んだことなど、大きな収穫が得られたとの事です。続いて水野英樹弁護士から講演「『働き方改革』一括法案の狙い」を聞きました。

私たちの身近にも多くの教訓があります。それを繋ぎながら労働者が働き易い社会を目指しましょう。





かわら版

Union

2018年5月1日

5月 ユニオン行動日程

- 5月3日(木) 憲法集会 有明防災公園
11:00 サブステージ
13:00 メインステージ
- 5月10日(木) JAL本社前宣伝・要請行動
18:00~19:00
- 5月12日(土) ピースパレード in 大田 西蒲田公園
14:00 集会スタート
14:50 パレードスタート
- 5月24日(木) フジビグループ分会結成30周年
「フジビ闘争解決報告会」
場所: 荒川区役所地下1階 レストラン「さくら」
- 5月26日(土) 美ら海 壊すな 土砂で埋めるな 国会包囲行動
場所: 国会周辺 時間 14:00~15:30
- 5月29日(火) JAL一斉宣伝行動 品川駅港南口
18:00~19:00



4月1日 花見やりました
散り急ぐ桜の風情。暖かい花見は
めずらしい。楽しいひととき。

8時間働けば暮らせる社会へ！

「労働法制改悪阻止！全国キャラバン」が
北海道、沖縄を4月20日に同時スタート
5月22日、日比谷野音で会いましょう！

安倍政権は、4月6日に「働き方」関連法案を国会に提出しました。

ウソだらけのデータに基づいた「裁量労働制の対象拡大」は断念させることができました。が、残業代ゼロ・24時間働かせ放題の「高度プロフェッショナル制（高プロ）」も断念させなければなりません。

そもそも、「働き方」関連法案は、労働力不足を補う合理化政策ですから、労働者を保護する「改革」などではありません。「残業代ゼロ、過労死促進、非正規差別の固定化」の、財界にとっては「賃金不払い、いつでも転籍・解雇」などが簡単にできる、労働基準法を労働者を守る法律から、使用者のための法律へと、根っこから崩壊させるものなのです。

国会の会期末は、6月20日です。8時間働けば暮らせる社会をめざし、「労働法制改悪阻止！全国キャラバン」5.22日比谷野音集会を成功させ、労働者の生命と権利を奪う「働き方」関連法案をつぶしましょう。



<4月20日、南は沖縄・辺野古をスタート！>

オスプレイを飛ばすな！

2018年4月5日、米軍の「オスプレイ CV22」5機が横田基地（東京都福生市）に配備された。今後数年間で計10機を予定している。

この「CV22」の事故率は（10万飛行時間当たり）4.05件ととび抜けて高い。民間ジェット旅客機の事故率0.07件（10万飛行時間当たり）と比べると57.85倍になります。あきらかに欠陥機です。

日本の航空法では、回転翼機について、「全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入・着陸できなければならない」と規定。この安全基準を満たさない場合は、飛行できないとしている。

（注）自動回転飛行（オートローテーション）は、エンジンを切った状態で、機体が降下する時の上昇気流を使ってプロペラを回し、降下スピードを和らげる機能。

オスプレイにはこの機能はない。機体が重く、プロペラの直径が小さいため、小さな傘で飛び降りるようなことになり、地上に激突してしまう。米軍には、この航空法は及ばない。「日本の空を日本政府が管理できない不平等条約」です。また国内導入なら、法律の変更も必要だ。

更に、この機体は「特殊部隊の潜入などの作戦に使う為、訓練は夜間や未明に行われる。」ので、周辺住民への影響は大きい。

アメリカがこのような欠陥を知りながら導入した理由は米兵の死の増加よりも、その能力を選んだからだと思われる。

従来機（CH46ヘリコプター）よりも航空距離は140キロから600キロに。空中給油すれば1100キロに（沖縄から台湾・韓国のソウル）5.6倍。飛行速度は時速270キロから520キロと2倍～3倍早くなる。輸送量も2倍～3倍になり、早く、大量に敵地に兵員と物資を輸送できるからである。

専守防衛の日本には必要ない航続距離であり、アメリカの戦争に協力する目的が見え見えである。

値段も従来のCH47の50億円に対し、1機200億円と4倍の値段である。世界中で日本以外にこの飛行機を買っていない。アメリカの陸軍でさえ、買っていない飛行機である。オスプレイ1機がCH47の4機分の働きをすることはありえない。

沖縄の空に、日本の空に危険な飛行機を飛ばせせるな！

放射能の汚染物をどこへ・・・

高レベル放射性廃棄物は10万年間管理が必要です。いったい誰が管理するのですか？保管がいいかげんだと、まわりに放射能をまき散らしたり、土壌や水や空気を汚染することになります。間違っって掘り起こしたりといった問題を引き起こしてしまいます。それほどやっかいな話なのです。

その為、放射線レベルが極めて高い核のゴミは、地下300メートル以下に埋めて「地層処分」する必要があります。ドラム缶1本800万円の費用がかかると言われています。輸送費を入れると1000万円。

大部分を占める放射性廃棄物の埋蔵処分費は「中深度処分」ではドラム缶1本300万円。輸送費は130万円。

地表近くに埋める「コンクリートピット処分」では処分に27万円。輸送費に18万円がかかります。

福島県内の「指定廃棄物」は17万2376トン首都圏の「指定廃棄物」の量は2万3000トン。全国で20万トン。事故から7年たっても、最終的な行き先や処分の見通しが立っていない。

原発が動けば使用済み燃料が出ます。その数すでに1万8000トン。原発を廃炉した後は、8万トンの廃棄物がでます。

この3つの廃棄物の合計は29万8000トンになります。狭い日本のどこに、安全にこれらのゴミを管理する場所があるのでしょうか。

このままでは、核のゴミに囲まれて生活することになります。そして、地震等の自然の災害のたびに放射能がばらまかれることになります。

もう辞めましょう！目先の欲にかられて、未来を失うことを。つけを子供や孫、そのまた孫たちに押し付けることを。



辺野古米軍基地建設反対！

ゲート前連続6日間500人集中行動に参加して

名護市辺野古沿岸部での新基地建設中止を求める市民の声を顧みず、政府が埋め立て用の護岸工事に着手してから25日で1年となります。もう基地はいらないと4月23日～28日辺野古キャンプ・シュワブゲート前連続6日間集中行動実行委員会の呼びかけに答えて、23日から25日まで郵政シルバーユニオンのツアーに6名で参加しました。

23日私たちは、昼からの参加でしたが、多くの人がキャンプ・シュワブゲート前で座り込みをしていました。機動隊が午前9時から強制排除を始めましたが、市民が続々と集まって追いつかない状況で、碎石を積んだダンプなど工事車両が列をなしすべて基地に入ったのは午後2時30分で、普段の3分の1ほどにとどまったとのことでした。座り込みに参加したのは700名と、主催者発表がありました。午後4時からキャンプ・シュワブ第1ゲート前テントで集会をおこない、山城博治さん、宮古島から参加した市民運動の代表などのあいさつがありました。

24日は、合わせて680名の座り込み参加がありました。午前8時からゲート前座り込みを始めました。23日と違うのは、機動隊員の数が大幅に増えたことです。座り込みをしている市民を、2人から4人の機動隊員が1人を抱えるように強制排除を始め、お年寄りも車いす利用者も誰もかれも区別なく装甲車5台で歩道ギリギリに駐車をして、歩道に排除した人たちを閉じ込めました。装甲車のエンジンを止めなかったので廃棄ガスが充満しているようでした。トイレに行くことも認めないので、山城博治さんが機動隊員と交渉し、トイレに行った人たちがまた戻るという約束でトイレへ行かせるという高圧な態度を市民に向けました。工事用車両200台以上がゲート内に入っていました。一向に排除された人たちが解放されるめどが立たないので、山城さんが交渉をして12時に市民全員が、テントに引き上げることで、排除された人たちを解放しました。弁護士が人権にかかわるといっても、機動隊員たちは排除された人たちの解放をしなかったそうです。

午後1時から午後の座り込みが始まりました。午後からの参加は、若い人たちが多くいました。午前と同じように機動隊員の強制排除が始まりました。工事車両がゲート前に到着したのは4時過ぎでした。座り込み行動はギリギリまでおこなわれました。座り込み行動に、東京や福島を活動拠点にしている女性インディーズバンド「新月灯花」のメンバーも参加しました。座り込み終了の後の集会で、「誰かの贅沢のために殺されたくない」の歌を披露し参加者たちを元気にしてくれました。

25日の早朝、工事が進む護岸近くでの建設反対の市民約100名によるカヌーや

船での抗議活動の前段の集会に参加しました。そのあと、護岸工事が見える浜まで行き現在の状況を確認しました。辺野古のきれいな海がダンプで運ばれた大きな石が投げ込まれるたびに、海が死んでいく思いを強く持ちました。

ゲート前に戻り、座り込みを始めました。機動隊の装甲車が座り込みをしている市民を囲むように駐車をして一斉に排除しました。24日よりさらに強硬な行動でした。24日と同じようなやり取りがあり、市民がテントに引き上げることを条件に排除された人たちが解放されたのは、午前11時でした。

私たちは、帰りの飛行機の時間が決まっていたので、キャンプ・シュワブゲート前を後にしました。正味2日間の座り込み参加となりましたが、現地に行って現状を確認することがとても大切なことであると思いました。座り込みに参加している人たち、誰もかれも生き生きとして前向きで、へこたれない強さを感じました。

座り込み参加者は26日、27日が300名ずつで、28日は1000名の参加者があったとのことです。

那覇空港に行くまでに時間があったので「不屈館」によりました。瀬長亀次郎の生き方に深く感銘したことを、付け加えて今回の参加報告とします。

小笠原 春美



現場闘争で和解勝ち取る

荒川区にある印刷会社、フジビの子会社「フジ製版」が突然破産し、従業員18名全員が即日解雇されて始まったフジビ闘争は、今年の2月20日、労働委員会規則第45条の8に基づく中央労働委員会勧告を労使が受け入れ、調印して解決しました。組合側が苦渋の決断を行い、勧告を受け入れたことが中央労働委員会を動かしました。調印に至るまで1か月間の攻防があり、これを制し、解決を勝ち取りました。

中央労働委員会第7回目まで調査が行われましたが、和解協議の結論は出ませんでした。中央労働委員会の和解勧告にフジビ社長が難色を示し、中央労働委員会の呼び出し日にも応じず出席しませんでした。これに対し翌日、中央労働委員会第三者委員が異例の措置でフジビに出向いて社長を説得し、2月14日、フジビ社長が和解勧告を受け入れて、第9回調査期日の20日に中央労働委員会にて和解の調印が行われました。

勧告は、富士美術印刷(フジビ)への雇用要求を退けましたが、地裁・高裁・最高裁が全否定したフジビへの親会社責任を事実上認めさせ、最高裁で確定したステップ(恫喝)訴訟不当判決を実質的に反故にしました。解雇された組合員と地域を拠点に結成したフジビ闘争支援共闘会議に結集する労働者の団結と連帯の力で5年5か月に及び長期争議を解決させました。

昨年8月22日の組合員3名への損害賠償判決を不当としたステップ訴訟上告棄却決定後、解雇5周年の地域デモへ250名余りが結集し、10月は雨にも負けず連続座り込みを延べ300名の仲間が貫徹しました。争議が解決した韓国のサンケン労組も駆けつけました。5年間80回余りの社前行動がフジビを和解の席に着かせ、解決に追い込みました。まさに労働組合の争議の闘いは現場の大衆闘争にありました。8回に及び司法と都労委による不当な決定と判決、命令に怯まず闘った組合員と支援ともに結集し、共にフジビ闘争を支えた労働者の勝利でした。

組合員と雇用契約があったフジ製版は消滅しましたが、その親会社で元請のフジビに対し、労組法7条の使用人として「雇用主以外の事業主」でも労働条件を支配・決定する地位にある「責任を取り雇用せよ！」と使用者性拡大を求める困難な闘いに挑んだ意義は大きいものでした。5月24日、フジビ闘争解決報告集会が荒川区にある地下食堂で行われます。

このフジミ闘争の座り込みには松下支援隊長が連日参加し、松下支援隊長の呼びかけでユニオンも支援に取り組んだ。

労働と貧困 2018年3月(出典は朝日新聞・東京新聞)

2月28日 厚労省の2017年の賃金構造基本統計調査によるとフルタイムで働く女性の所定内給与の平均は前年比0.6%増の24万6100円。

4日 野村不動産の50代の男性社員が過労自殺し労災認定が判明。

8日 厚労省の雇用均等基本調査によると男性の育休取得率は2012年度1.89%、16年度3.16%。女性は81.8%。

13日 日立製作所が今春闘の労使交渉で終業と始業の間に最低11時間の休息を確保する「勤務間インターバル制度」の全社的導入で合意。

トヨタ自動車は春闘で前年の月1300円を超えるベースアップで決着。

14日 石綿被害の損害賠償訴訟で東京高裁が一審が認めた元労働者に加え、「一人親方」ら個人事業主への国の賠償責任を新たに認定。

16日 日本郵政グループは今春闘の労使交渉で、終業と始業の間に最低11時間の休息を確保する「勤務間インターバル制度」を、グループ4社で導入することで合意した。

連合によると今春闘の賃上げ率の平均が前年同期比0.1ポイント増の2.16%だったと発表。

ヤマト運輸は、フルタイムの有期労働契約で働く宅配ドライバー全員を5月から正社員に登用すると発表。

22日 看護師や医師の2割が残業代未請求。日本医療労働組合連合会。

28日 ジャパンビバレッジホールディングスが自販機の保守担当社員らに適用した「事業場外みなし労働時間制」を労基署が無効と指導したと判明。

30日 厚労省によると2月の求人倍率は1.58倍で前月比0.01ポイント低下。総務省によると完全失業率は前月比0.1ポイント上昇し2.5%。

31日 北九州市の食品会社が定年を迎える社員に、再雇用(雇用継続)の条件として賃金を25%相当減らす提案をしたのは不法行為にあたるとして、会社に慰謝料100万円の支払いを命じた福岡地裁の判決が確定。